

第 22 回 取引所外売買等に関するワーキング・グループ

〔平成 30 年 12 月 20 日（木）午前 10 時 00 分〕
太陽生命ビル 8 階 第 3 会議室

議 案

- PTS 信用取引の導入に係る「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正（案）について

以 上

未定稿

「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正（案）について

平成 30 年 12 月 20 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行	備 考
（定義） 第 2 条 （ 現行どおり ） 1～9 （ 現行どおり ） <u>10 PTS 信用取引 信用取引のうち、認可会員が行う認可業務による取引所外売買において会員が顧客に信用を供与するものをいう。</u> <u>11 PTS 制度信用取引 PTS 信用取引のうち、品貸料及び弁済の繰越期限について、次に掲げるところに従って行うものをいう。</u> <u>イ 品貸料 銘柄ごとに株式会社 東京証券取引所が定める料率と同一とする。</u> <u>ロ 弁済の繰越期限 会員による貸付けの日の翌日とし、その 2 日前（認可会員の休業日を除外する。）の日までに弁済の申し出をしない場合は、逐日（認可会員の休業日を除外する。）これを繰り延べるものとする。ただし、PTS 信用取引による売付け又は買付けが成立した日の 6 か月目の応当日（応当日がない場合はその月</u>	（定義） 第 2 条 （ 省 略 ） 1～9 （ 省 略 ） （ 新 設 ） （ 新 設 ）	➤ 顧客には他の会員を含む（PTS 信用取引では、取引所信用取引と同様、非取引参加者が自らの顧客の注文を取引参加者に対する委託の取次ぎを行う場合における当該自らの顧客に対する信用の供与を行うものを含む。）。 ○：顧客→参加会員→認可会員 ○：顧客→非参加会員→参加会員→認可会員 東証「信用取引・貸借取引規程」第 2 条第 1 項 ➤ この規程において制度信用取引とは、品貸料及び弁済の繰延期限について、この規程及び受託契約準則に定めるところに従って行う信用取引をいう。 東証「信用取引・貸借取引規程」第 8 条 ➤ 貸借取引により金銭及び有価証券の貸付けを受けることができる銘柄（以下「貸借銘柄」という。）の制度信用取引に係る品貸料は、当取引所が銘柄ごとに定める。 東証「受託契約準則」第 43 条第 1 項 ➤ 信用取引による売付有価証券又は買付代金の貸付けの弁済期限は、貸付けの日の翌日とし、その 3 日前（取引所の休業日を除外する。）の日までに弁済の申し出をしない場合は、逐日（取引所の休業日を除外する。）これを繰り延べるものとする。ただし、制度信用取引においては、当該信用取引に

改 正 案	現 行	備 考
<u>の末日とし、応当日が認可会員の休業日に当たるときは順次繰り上げる。）から起算して3日目の日を超えて繰り延べることができない。</u> 12 <u>PTS 一般信用取引 PTS 信用取引のうち、品貸料及び弁済の繰越期限について、会員が顧客との間で合意した内容に従って行うものをいう。</u> 13 <u>PTS 貸借取引 次に掲げる取引の決済のために参加会員又は参加会員から有価証券等清算取次ぎを委託された者が、認可会員の指定する証券金融会社から株式会社 東京証券取引所の開設する取引所金融商品市場の決済機構を利用して金銭又は有価証券の貸付けを受ける取引をいう。</u> イ <u>PTS 制度信用取引</u> ロ <u>参加会員が自己の計算において行う有価証券の売買（当該認可会員の認可業務による取引所外売買によるものであり、かつ、売買成立の日の6か月目の応当日（応当日がないときはその月の末日とし、応当日が休業日に当たるときは順次繰り上げる。）から起算して3日目（休業日除外する。）の日までに当該有価証券の売買の決済を行うものに限る。）</u>	(新 設) (新 設)	よる売付け又は買付けが成立した日の6か月目の応当日（応当日がないときはその月の末日とし、応当日が取引所の休業日に当たるときは順次繰り上げる。以下同じ。）から起算して4日目の日を超えて繰り延べることができない。 ➤ T+2 化を前提としてロ．弁済の繰越期限を修正済。東証「信用取引・貸借取引規程」第2条第2項 ➤ この規程において一般信用取引とは、品貸料及び弁済の繰延期限について、顧客との間で合意した内容に従って行う信用取引をいう。 東証「信用取引・貸借取引規程」第1条第1項 ➤ この規程は、業務規程第1条の3第3項の規定に基づき、<u>当取引所の市場における有価証券の売買に係る信用取引及び取引参加者が当取引所の市場における有価証券の売買の決済のために当取引所が指定する証券金融会社（以下「指定証券金融会社」という。）から当取引所の決済機構を利用して金銭又は有価証券の貸付けを受ける取引（以下「貸借取引」という。）に関して、必要な事項を定める。</u> ● 全ての参加会員が清算参加者資格を有しているわけではなく、清算参加者資格を有している者に有価証券等清算取次ぎの委託を行う場合があるため、当該事情を考慮し、PTS 貸借取引の定義を明確にする。

改 正 案	現 行	備 考
(適用除外) 第4条 (省 略) 2 会員が行う取引所外売買及び協会員が媒介等を行う取引所外売買のうち、次の各号に掲げる取引所外売買については、この規則を適用しないものとする。 1 公開買付者を代理して公開買付けによる上場株券等の買付けを行う者となる協会員が行う公開買付けによる上場株券等の買付け 2 公開買付者となる協会員が行う公開買付けによる上場株券等の買付け 3 上場株券等の発行者である会社となる協会員が行う公開買付けによる自己株券の買付け 4 公開買付けによる上場株券等の買付けに応じた売付け 3・4 (現行どおり) (私設取引システムにおける空売りに係る管理態勢の確立等) 第6条の6 (現行どおり) 2 (現行どおり) (削 る)	(適用除外) 第4条 (省 略) 2 <u>公開買付者を代理して公開買付けによる上場株券等の買付けを行う者となる協会員が行う公開買付けによる上場株券等の買付け若しくは公開買付者となる協会員が行う公開買付けによる上場株券等の買付け又は上場株券等の発行者である会社となる協会員が行う公開買付けによる自己株券の買付けについては、この規則を適用しないものとする。</u> (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) 3・4 (省 略) (私設取引システムにおける空売りに係る管理態勢の確立等) 第6条の6 (省 略) 2 (省 略) 3 <u>認可会員は、認可業務により信用取引を行ってはならない。また、参加会員は、信用取引となる顧客の注文を取り次いではならない。</u>	➤ 文理上、協会員が公開買付けの買い手側の場合のみ適用除外となっており、応募株主として売り手になる場合には適用除外とされていない。 ➤ ただし、売買停止措置など、買い手側となる場合に限らず、売り手となる場合にも適用除外とされるべきであるため、本改正と合わせて適正化する。 1号…公開買付代理人として買付けを行う場合 2号…発行者ではない公開買付者として買付けを行う場合 3号…発行者である公開買付者としての買付けを行う場合 4号…応募株主として公開買付けに応じた売付けを行う場合 ●協会員以外の買付けに応じた売付けを含むために、「前各号に掲げる」を削る。 ➤ 監督指針の一部改正を前提として、PTS 信用取引の禁止規定を削る。

改 正 案	現 行	備 考
(PTS 信用取引取扱規則) 第6条の7 認可会員は、PTS 信用取引を取り扱う場合には、次の各号に掲げる事項を定めた PTS 信用取引取扱規則を作成し、自らの参加会員に遵守させなければならない。 1 PTS 信用取引を取り扱うことができる参加会員の範囲 2 認可業務のうち PTS 信用取引（信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済のための売買を含む。第3項において同じ。）を取り扱う時間 3 PTS 制度信用取引を行うことができる銘柄（以下「PTS 制度信用銘柄」という。）及び PTS 貸借取引により金銭及び有価証券の貸付けを受けることができる銘柄（以下「PTS 貸借銘柄」という。）の選定基準及び選定取消基準 4 PTS 信用取引の取扱いに関する次に掲げる事項 イ PTS 制度信用取引の品貸料及び弁済の繰越期限に関する事項 ロ 委託保証金の差入れ（追加差入れを含む。）、維持及び引出し等に関する事項（有価証券による代用に係る事項を含む。） ハ 受入保証金の計算方法に関する事項 ニ 計算上の利益の引出し等に関する事項	（ 新 設 ）	➤ この条では、PTS 信用取引を取り扱う認可会員がその規約等に定めるべき事項について規定する。 1号…PTS 信用取引を行う参加会員：東証の取引参加者 2号…PTS 信用取引の取引時間：東証の立会時間 ※ 平成30年6月の「PTS 信用取引検討会報告書」において、PTS 信用取引の取引時間については、反対売買を含めて東証の立会時間と同じ時間帯とすべきであるとされている。 なお、当該取扱時間には、当然、自己の信用売り・信用買い及びその弁済のための売買を含む。 3号…PTS 制度信用取引及び PTS 貸借取引の選定基準並びに選定廃止基準（東証「信用取引・貸借規程」第7条第2項及び第10条第2項、「制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則」） 4号 イ 品貸料（入札合算、授受期間）、弁済の繰越期限（6か月以内）（東証「信用取引・貸借規程」第8条、「受託契約準則」第41条第2項及び第43条） ロ 委託保証金の差入れ（日時、30%（30万円））、維持（維持率20%と追加差入れ）、引出し（可能額）（東証「受託契約準則」第39条、第40条、第44条、第47条及び第48条） ハ 受入保証金の計算方法（東証「受託契約準則」第45条） ニ 計算上の利益の引出し（東証「受託契約準則」第46

改 正 案	現 行	備 考
ホ <u>有価証券又は金銭の貸付けに関する事項</u> ヘ <u>配当請求権、株式分割による上場株券等を受ける権利その他の権利の処理に関する事項</u> ト <u>参加会員が認可会員の認可業務による売買を行おうとする場合において明らかにすべき事項</u> チ <u>PTS 信用取引に係る未決済勘定がある顧客に対する通知書の送付に関する事項</u> 5 <u>PTS 信用取引の規制措置の内容及び実施基準</u> 6 <u>参加会員が行う次に掲げる情報の報告等に関する事項</u> イ <u>信用取引残高（銘柄別残高・現在高）</u> ロ <u>信用取引売買手口情報</u> ハ <u>その他認可会員が PTS 信用取引に係る売買の公正の確保を図るため必要と認める情報</u> 7 <u>PTS 貸借取引の制限に係る事項</u> 8 <u>PTS 貸借取引を行う参加会員（当該参加会員が有価証券等清算取次ぎを委託する場合は、当該参加会員から有価証券等清算取次ぎを委託された者）が認可会員の指定する証券金融会社に対し債務不履行となり、かつ、その債務が完済不能となった場合における残存債務の分担の取扱いに係る事項</u> 9 <u>一定の要件に該当する認可会員のク</u>	(新 設)	条)」 ホ 有価証券又は金銭の貸付け（東証「受託契約準則」第 41 条） ヘ PTS 制度信用取引に係る権利処理（東証「信用取引・貸借取引規程」第 9 条、「制度信用取引に係る権利の処理に関する規則」） ト 取引参加者が東証に明らかにすべき事項（東証「業務規程」第 14 条第 1 項第 3 号乃至第 6 号） チ PTS 信用取引に関する通知書の送付に関する事項（東証「信用取引・貸借取引規程」第 6 条） 5 号…PTS 信用取引の規制措置：取引の制限・禁止、日々公表銘柄の指定、増担保、東証の規制措置発動時の対応 6 号…認可会員及び日証金が PTS 信用取引に係る規制措置を講じ、投資者の投資判断に必要なかつ有益な統計情報等を公表するために、参加会員から次に掲げる情報の報告を受ける。 イ 銘柄別信用取引残高（日次・週次）及び信用取引現在高（週次） ロ 売買手口情報 ハ その他 ※ 報告「等」には連携を含む。 7 号…市場別の残高を上限として日証金に貸借申込を行うこと 8 号…参加会員は日証金との間で相互保証に係る契約を締結するものとする。 ●参加会員が有価証券等清算取次ぎの委託を行う場合における相互保証の主体は、当該委託された者となるため、追記する。

改正案	現行	備考
<u>ループ会社等に該当する参加</u>会員が PTS 信用取引の実質的な資金又は上場株券等の提供者とならないなど利益相反防止体制に係る事項 2 認可会員は、前項第 1 号に規定する参加会員の範囲については、次の各号に掲げる全ての要件を満たし、かつ、前項第 8 号に掲げる要件を満たす者としなければならない。 1 株式会社東京証券取引所の取引参加者のうち、有価証券の売買を行うための取引資格を有すること。 2 株式会社日本証券クリアリング機構の業務方法書に規定する現物清算資格を有し、又は当該現物清算資格を有する者に対し有価証券等清算取次ぎに係る委託を行っていること。 3 認可会員は、第 1 項第 2 号に規定する認可業務のうち PTS 信用取引を取り扱う時間については、午前 9 時 00 分から午前 11 時 30 分まで及び午後 0 時 30 分から午後 3 時 00 分までの間としなければならない。 4 認可会員は、第 1 項第 3 号に規定する PTS 制度信用銘柄及び PTS 貸借銘柄については、次の各号に掲げる銘柄のうち、当該認可会員の指定する証券金融会社が選定した銘柄から選定しなければならない。 1 PTS 制度信用銘柄 株式会社東京証券取引所が規則により選定する制度信	(新 設) (新 設) (新 設) (新 設)	9 号…利益相反防止体制に係る事項（監督指針の規定ぶりに表現の平仄を合わせる） <u>参加会員に委託の取次ぎを行う第一種金融商品取引業者に関しても利益相反防止の範囲に含めるため「会員」全体を対象とする。</u> ➤ 参加会員の範囲は、東京証券取引所の総合取引参加者であることが求められている。加えて、証券金融会社との間で相互保証に係る契約を締結することが求められている（取引参加者が清算参加者でない場合は、有価証券等清算取次ぎの委託先が締結者とする必要がある。）。) ➤ 日本証券クリアリング機構の現物清算資格の保有、又は、現物清算資格を有する者に有価証券等清算取次ぎ業務の委託を、PTS 信用取引の参加会員の要件として求める。 ➤ PTS 信用取引の取引時間は、 前場…午前 9 時 00 分～午前 11 時 30 分 後場…午後 0 時 30 分～午後 3 時 00 分の範囲内とする。 ➤ PTS 制度信用取引と PTS 貸借取引の対象銘柄は東証における制度信用取引と貸借取引の対象銘柄をユニバースとする。 ➤ 東証上場外株も対象に含まれる。この場合、「外国証券の取引等に関する規則」及び外国証券取引口座約款の改正等は不要。

改 正 案	現 行	備 考
<u>用銘柄</u> <u>2 PTS 貸借銘柄 株式会社東京証券取引所が規則により選定する貸借銘柄</u> <u>5 認可会員は、第1項第4号に掲げる事項については、株式会社東京証券取引所と同等の取扱いを行うこととしなければならない。</u> <u>6 認可会員は、第1項第5号に規定するPTS 信用取引の規制措置の内容及び実施基準として、次に掲げる銘柄については当該各号に掲げる規制措置を講じる旨を定めなければならない。</u> <u>1 株式会社東京証券取引所が信用取引の制限又は禁止措置を行った銘柄 PTS 信用取引の制限又は禁止措置</u> <u>2 株式会社東京証券取引所が信用取引残高の日々公表銘柄に指定した銘柄 PTS 信用取引残高の日々公表銘柄への指定</u> <u>3 株式会社東京証券取引所が信用取引に係る委託保証金の率の引上げ（委託保証金の有価証券をもってする代用の制限等を含む。）措置を行っている銘柄 PTS 信用取引に係る委託保証金の率の引上げ（委託保証金の有価証券をもってする代用の制限等を含む。）措置</u> <u>4 当該認可会員が指定する証券金融会社が貸株利用等に関する注意喚起を通知した銘柄又は申込制限措置若しくは申込停止措置を実施した銘柄 PTS 信用取引の制限又は禁止措置</u>	(新 設) (新 設)	●PTS 制度信用銘柄及びPTS 貸借銘柄の選定フローについては、認可会員と証券金融会社間で現在調整中。 ➤ 東京証券取引所と委託保証金や権利処理等の取扱いを同等の取扱いを行うことにより、同一性を担保する。 ➤ 認可会員は、次の場合には、PTS 信用取引に係る規制措置を講じるものとする。 (1号～3号) ・東証が信用取引に関し規制措置を講じた場合 → 東証と同じPTS 信用取引の規制措置 1号：信用取引の制限又は禁止措置 2号：日々公表銘柄への指定 3号：増担保規制措置 (4号) ・日証金が注意喚起通知、申込制限措置又は申込停止措置実施を行った場合 → PTS 信用取引の制限又は禁止措置

改 正 案	現 行	備 考
<u>7 認可会員は、その指定する証券金融会社から PTS 貸借取引の公正かつ円滑な運営に資することを目的として第 1 項第 6 号に掲げる情報その他証券金融会社との間で合意した情報の提供の要請があった場合は、当該要請に応じるものとする。</u> <u>8 認可会員は、第 1 項第 7 号に規定する PTS 貸借取引の制限に係る事項として、自らの参加会員又は参加会員から有価証券等清算取次ぎを委託された者が第 2 条第 13 号イ又はロに掲げる取引に係る決済以外のために PTS 貸借取引を行ってはいない旨を定めなければならない。</u> <u>9 認可会員は、自らの顧客又は参加会員に対し、PTS 信用取引の実質的な資金又は上場株券等の提供を行ってはいない。</u> <u>10 認可会員は、次の各号に掲げる事項について、外部から自由にアクセスすることが可能な方法により、公表しなければならない。</u> <u>1 当該認可会員による PTS 信用取引取扱規則</u> <u>2 当該認可会員が講じた PTS 信用取引の規制措置の内容</u> <u>3 当該認可会員が取り扱う銘柄別の PTS 信用取引週末残高</u> <u>4 当該認可会員の認可業務における PTS 信用取引現在高及び社内対当数量</u>	(新 設) (新 設)	➤ 日証金の貸借取引の公正かつ円滑な運営に資する目的の範囲内（注意喚起通知や申込制限措置等の発動・解除に係るものを含む。）において、認可会員は日証金に情報提供を行うものとする。 ➤ 平成 30 年 6 月の「PTS 信用取引検討会報告書」において、相互保証の観点から、市場毎の制度信用取引残高を上限として貸借申込を行う取扱いを徹底することも考えられるとされている。 ➤ 金融審市場 WG 報告では、認可会員自身が PTS 信用取引における資金又は上場株券等の提供者となってはならないとされている。 参加会員に委託の取次ぎを行う第一種金融商品取引業者への資金・上場株券等の提供の潜脱防止のため「参加会員」を「会員」に修正。 ➤ 認可会員が開設するホームページ等において各号に掲げる情報を公表することについて義務付ける。 1 号… 投資者が会員との間で「PTS 信用取引の合意書」の取り交わしを行う前提として、認可会員の PTS 信用取引取扱規則を知っている必要があるものと考えられる。 2 号… 信用取引に係る規制措置は、東証の現状を踏まえると、顧客や証券会社がホームページで確認できることが望ましい。 3 号… 「PTS 信用取引検討会 報告書」において銘柄別信用取引週末残高の公表の必要性について言及されている。なお、日々公表銘柄の公表については第 6 項第 2 号及び本項第 2 号において規定済。 4 号… 東証では信用取引現在高や社内対当額を公表しており、メディアではそれらに基づき評価損益率

改 正 案	現 行	備 考
(会員による PTS 信用取引取扱規則の遵守) 第6条の8 参加会員は、PTS 信用取引又は第2条第13号ロに掲げる取引を行うに当たっては、当該取引に係る認可業務を行う認可会員が定める PTS 信用取引取扱規則を遵守しなければならない。 2 参加会員は、参加会員ではない会員が次の各号に掲げる取引を行うに当たっては、当該取引の注文の取次ぎを行う認可会員が定める PTS 信用取引取扱規則を当該参加会員ではない会員に周知し、その遵守を徹底しなければならない。 1 自らの顧客による PTS 信用取引の参加会員への委託の取次ぎ 2 自己の計算において行う有価証券の売買（認可会員の認可業務による取引所外売買によるものであり、かつ、売買成立の日の6か月目の応当日（応当日がないときはその月の末日とし、応当日が休業日に当たるときは順次繰り上げる。）から起算して3日目（休業日を除外する。）の日までに当該有価証券の売買の決済を行うものに限る。） 3 前項各号に掲げる取引を行う参加会員ではない会員は、前項に規定する認可会員が定める PTS 信用取引取扱規則を遵守しなければならない。 (信用取引口座設定約諾書等の受入れ) 第6条の9 会員は、顧客が PTS 信用取引	(新 設) (新 設) (新 設) (新 設)	を算出・公表するなど、有益な投資情報として利用されている。 ➤ PTS 信用取引を行う参加会員は、認可会員が定める規約等を遵守しなければならない。 ➤ PTS 信用取引の委託の取次ぎ又は自己の計算による PTS 信用取引の委託を行う非参加会員は、認可会員が定める規約等を遵守しなければならない。 ➤ 金融商品取引所の信用取引と異なり、PTS 信用取引の取次者である非参加会員にも、直接、自主規制規則上の罰則が及ぶこととなる（金融商品取引所は取引参加者にのみ罰則が及ぶ点と異なる。）。 ➤ 金融商品取引所が定める信用取引口座設定約

改 正 案	現 行	備 考
<u>に係る信用取引口座を設定しようとするときは、当該顧客から株式会社東京証券取引所が定める信用取引口座設定約諾書（当該顧客が所定事項を記載し、これに署名又は記名押印したものに限る。）に加え、PTS 信用取引に係る合意書を受け入れるものとする。</u> 2 会員は前項に規定する PTS 信用取引に係る合意書の差入れに代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」に定めるところにより、当該確認書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により受けることができる。 第1節 認可業務による取引所外売買以外の取引所外売買の報告及び公表等（売買等の報告） 第7条 （ 現行どおり ） 2 会員は、取引所外売買が成立した場合（当該取引所外売買が認可業務により成立した場合を除く。）には、次の各号に掲げる事項を、報告公表システムを通じて、本協会に報告しなければならない。 1 銘柄名 2 売買価格（細則で定める売買価格をいう。以下同じ。） 3 売買数量 4 売買成立日時 5 売り又は買いの別	（ 新 設 ） 第1節 認可業務による取引所外売買以外の取引所外売買の報告及び公表等（売買等の報告） 第7条 （ 省 略 ） 2 会員は、取引所外売買が成立した場合（当該取引所外売買が認可業務により成立した場合を除く。）には、次の各号に掲げる事項を、報告公表システムを通じて、本協会に報告しなければならない。 1 銘柄名 2 売買価格（細則で定める売買価格をいう。以下同じ。） 3 売買数量 4 売買成立日時 5 売り又は買いの別	諾書（統一様式）は変更しない方針。 ➤ PTS 信用取引を行おうとする顧客は、統一様式に加え、PTS 信用取引に係る付属覚書を差し入れなければならないものとする。 ➤ PTS 信用取引に係る付属覚書の印紙税の取扱いについては、課税されない旨を税務当局に確認する必要がある。 ➤ 信用取引口座設定約諾書の電磁的方法による受入れは、東証ルールにより当然に認められる。

改 正 案	現 行	備 考												
6 自己又は委託の別（会員が自己の計算により行った売買であるか、又は媒介、取次ぎ若しくは代理を行った売買であるかの別をいう。） 7 取引所外売買に係る基準となる価格を公表する金融商品取引所の名称及びその価格 8 売買の相手方（売買の相手方が会員である場合は会員名、顧客である場合は顧客である旨） 9 <u>現金取引又は信用取引の別</u> 10 <u>信用取引である場合には、次に掲げる事項</u> イ <u>制度信用取引又は一般信用取引の別</u> ロ <u>信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済のために行おうとする場合は、その旨</u> 11 その他本協会が必要と認める事項 3 （ 現行どおり ） 第2節 認可業務による取引所外売買の報告及び公表 （売買の報告）	6 自己又は委託の別（会員が自己の計算により行った売買であるか、又は媒介、取次ぎ若しくは代理を行った売買であるかの別をいう。） 7 取引所外売買に係る基準となる価格を公表する金融商品取引所の名称及びその価格 8 売買の相手方（売買の相手方が会員である場合は会員名、顧客である場合は顧客である旨） （ 新 設 ） （ 新 設 ） 9 その他本協会が必要と認める事項 3 （ 省 略 ） 第2節 認可業務による取引所外売買の報告及び公表 （売買の報告）	➤ 報告公表システム上、PTS における取引・個別相対による取引共通の協会員の報告事項として次の区分が既に設定済であるが、下表のとおり変更することにより最小限のシステム対応により本件改正の対応は実現可能か。 <table><tr><th>システム変更案</th><th>現行システム</th></tr><tr><td>0：現物</td><td>0：現物</td></tr><tr><td>2：一般信用新規</td><td>2：信用新規</td></tr><tr><td>4：一般信用弁済</td><td>4：信用弁済</td></tr><tr><td>6：制度信用新規</td><td>（新規追加）</td></tr><tr><td>8：制度信用弁済</td><td>（新規追加）</td></tr></table> これまで個別相対の取引所外売買に係る信用取引は皆無であるが、仮に協会員が本項目を未入力の場合には、「0：現物」として取り扱うものとする（仮に、信用取引の場合で未入力の場合には規則違反に該当する。）。	システム変更案	現行システム	0：現物	0：現物	2：一般信用新規	2：信用新規	4：一般信用弁済	4：信用弁済	6：制度信用新規	（新規追加）	8：制度信用弁済	（新規追加）
システム変更案	現行システム													
0：現物	0：現物													
2：一般信用新規	2：信用新規													
4：一般信用弁済	4：信用弁済													
6：制度信用新規	（新規追加）													
8：制度信用弁済	（新規追加）													

改 正 案	現 行	備 考
第11条 認可会員は、認可業務により成立させた売買について、第7条第2項各号に掲げる事項を、報告公表システムを通じて、本協会に報告しなければならない。 2 前項に規定する売買がPTS 信用取引の場合において、第7条第2項中「信用取引」とあるのは「PTS 信用取引」と、「制度信用取引」とあるのは「PTS 制度信用取引」と、「一般信用取引」とあるのは「PTS 一般信用取引」と読み替えるものとする。 3 第1項の報告は、売買を成立させた日の翌営業日の午前8時30分までに行わなければならない。	第11条 認可会員は、認可業務により成立させた売買について、第7条第2項各号に掲げる事項を、報告公表システムを通じて、本協会に報告しなければならない。 (新 設) 2 前項の報告は、売買を成立させた日の翌営業日の午前8時30分までに行わなければならない。	➤ 東証における信用取引の売買高・売買代金との比較及びPTS 現物取引の売買高・売買代金との比較を行う観点からPTS 信用取引の売買高・売買代金を把握する必要があるため、認可会員から本協会への報告事項を追加する。 ➤ 東証「業務規程」第14条第1項（抜萃） 取引参加者は、売買立会による売買を行おうとするときは、呼値を行わなければならない。この場合において、取引参加者は、次の各号に掲げる事項を、当取引所に対し明らかにしなければならない。 (3) 信用取引により行おうとするとき（顧客が取次者（取引参加者に有価証券の売買の委託をした顧客が、金融商品取引業者である場合であって、当該委託が取引参加者に対する有価証券の売買の委託の取次ぎによるものであるときの当該顧客をいう。以下同じ。）である場合において、信用取引に係る売買の委託の取次ぎを引き受けたときを含む。）は、その旨 (4) 信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済のために行おうとするとき（顧客が取次者である場合において、信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買の委託の取次ぎを引き受けたときを含む。）は、その旨 (5) 自己の信用売り又は信用買いにより行おうとするときは、その旨 (6) 自己の信用売り又は信用買いの決済のために行おうとするときは、その旨

改 正 案	現 行	備 考
4 前条第3項の規定は、<u>前3項</u>の規定による売買の報告について準用する。 5 (現行どおり) 付 則 この改正は、株式等の決済期間の短縮化（T+2化）の実施日から施行する。ただし、第4条の改正は平成31年4月1日から施行する。	3 前条第3項の規定は、<u>前2項</u>の規定による売買の報告について準用する。 4 (省 略)	【現行規則第11条第4項】 認可会員は、認可業務により成立させた取引所外売買について、銘柄別の売買数量その他本協会が必要と認める事項を月ごとに取りまとめ、翌月10日までに本協会に報告しなければならない。 ※ PTS 信用取引の売買高・売買代金等については、下線部分に基づき認可会員に報告を求めるものとする。

第22回 取引所外売買等に関するワーキング・グループ資料

PTS信用取引の導入に係る「上場株券等の取引所 金融商品市場外での売買等に関する規則」の 一部改正（案）について

2018（平成30）年 12月 20日
取引所外売買等に関するワーキング・グループ

「金融審議会 市場ワーキング・グループ報告～国民の安定的な資産形成に向けた取組みと市場・取引所を巡る制度整備について～」
(平成28年12月22日)

第4章 市場間競争と取引所外の取引 【抜萃】

2. PTS における信用取引

上記の問題が解決されるよう、例えば、以下のような形で適切なスキームが構築された場合には、PTS における信用取引を認めることも考えられる。

- PTS を提供する業者自身やそのグループ会社等が実質的な資金・株券の提供者とならないなど、利益相反の防止の観点から適切な措置が講じられていること
- 自主規制機能については、信用取引について過当投機といった弊害を可能な限り排除する観点から、取引所において、①信用取引残高の集計・報告、②信用取引に係る規制措置（日々公表銘柄の指定・信用取引残高の日々公表、委託保証金率の引上げ、信用取引の制限・停止等）、③取引参加者の上記措置の遵守状況の調査・処分等の対応が行われているところ、PTS の信用取引についても、これと同等の措置が講じられること

平成29年2月 「PTS信用取引検討会」を設置

平成29年6月 「第一次報告書」取りまとめ

- ① PTSにおける信用取引導入に向けた信用取引残高等の集計・報告
- ② 信用取引に係る規制措置に関する関係者間における連携のあり方
- ③ PTSにおける信用取引に係る規制措置の内容について
- ④ 自主規制規則による対応について

平成30年6月 「第二次報告書」取りまとめ

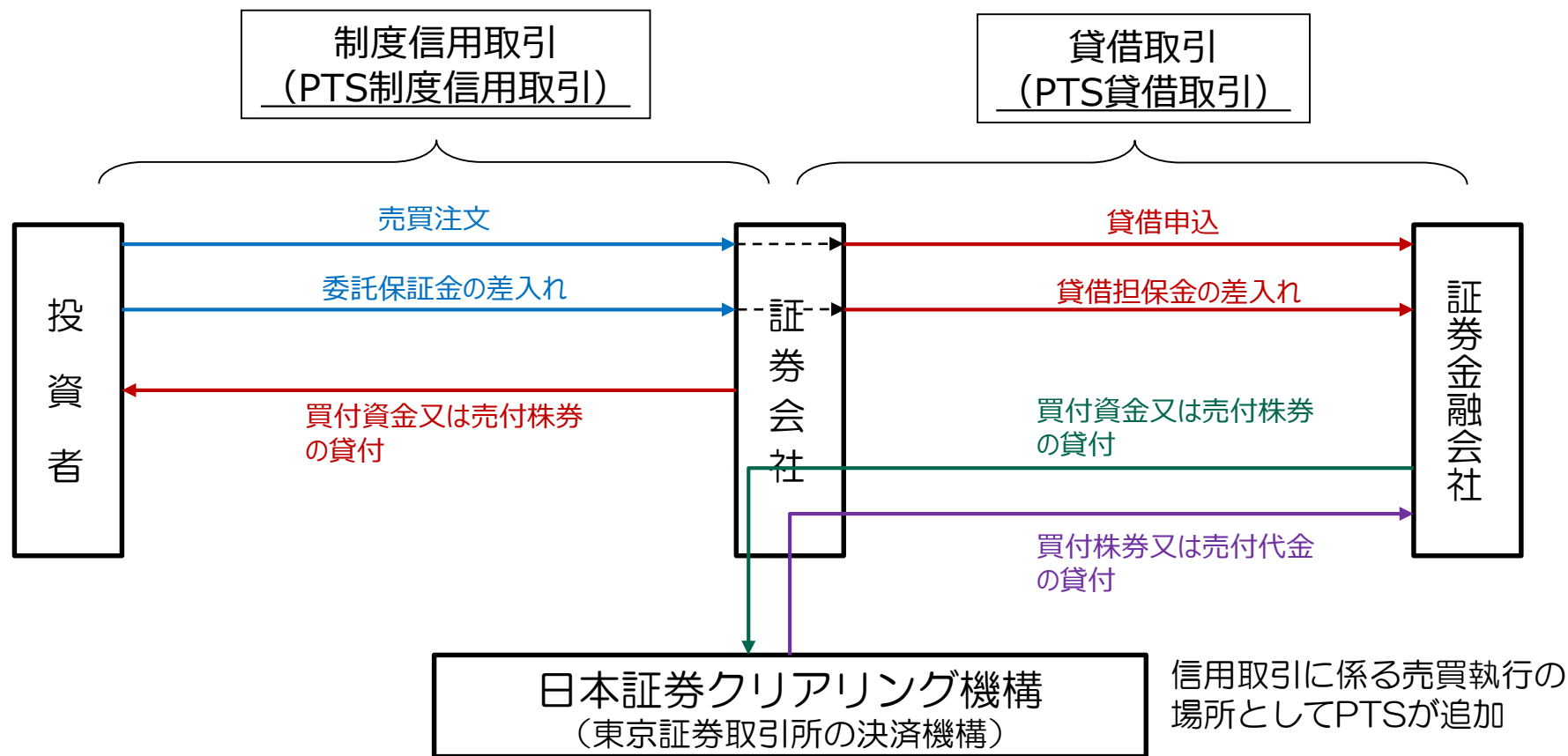
- ① PTS信用取引のスキーム
- ② PTS信用取引のスキームに係る留意事項
- ③ **PTS信用取引の実施までに必要な対応（法令等、自主規制規則等の一部改正等）**

2-1 取引所信用取引とPTS信用取引

PTS信用取引		東京証券取引所信用取引
東京証券取引所の取引参加者のうち PTS信用取引を取り扱う証券会社かつ 日本証券クリアリング機構の利用者	取引参加者※	東京証券取引所の取引参加者
東京証券取引所の対象銘柄のうち 証券金融会社が選定した銘柄から認可会員が 選定したもの	対象銘柄	東京証券取引所が「制度信用銘柄及び貸借銘柄 の選定に関する規則」に基づき選定したもの
前場 09時00分～11時30分 後場 12時30分～15時00分	取引時間	前場 09時00分～11時30分 後場 12時30分～15時00分 立会外取引 08時20分～17時30分
可 能	証券金融会社の利用	可 能
東京証券取引所が定めた品貸料率と同一	品貸料（逆日歩）	東京証券取引所が銘柄ごとに定める （品貸入札により決定）
6か月	弁済の繰越期限	6か月
日本証券クリアリング機構が行う	決 済	日本証券クリアリング機構が行う
- 東京証券取引所において信用取引に係る規制措置を講じた場合には、PTSでも同様の規制措置を発動 - 認可会員が独自にPTS信用取引に係る規制措置を発動することもある（例えば、証券金融会社が注意喚起通知を行った場合、PTSでは信用取引の停止又は禁止を発動）	信用取引に係る 規制措置	- 東京証券取引所が信用取引に係る規制措置（委託保証金率の引上げ、代用有価証券掛目の引上げ、日々公表銘柄の指定、代用有価証券からの除外、信用取引の制限又は停止）を発動 - 認可会員によるPTS信用取引に係る規制措置の発動には、東京証券取引所は必ずしも連動しない

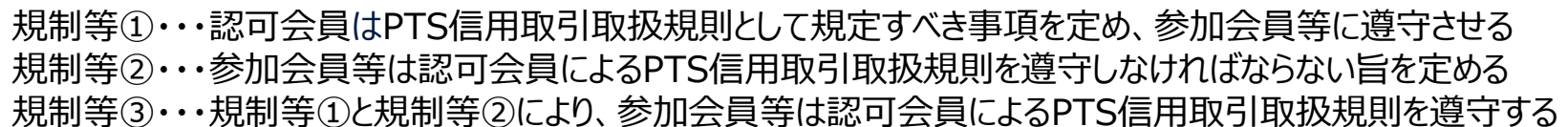
※ 非取引参加者が取引参加者へ委託の取次ぎを行うことは可能。

（上表は制度信用取引（貸借取引）を前提として記載）



「貸借取引 (PTS貸借取引)」とは、証券金融会社が金融商品取引所 (PTS) の取引参加者である証券会社から貸借担保金を受け入れたうえで、制度信用取引 (PTS制度信用取引) に必要な資金又は株券を金融商品取引所の決済機構を利用して貸し付ける取引をいう。

- ① 証券会社は、制度信用取引の売買約定日に、証券金融会社に対し、銘柄別に貸借申込を行う。
- ② 貸付の実行は、証券金融会社が証券会社に代わって、貸付資金又は貸付株券を金融商品取引所の決済機構に引き渡し、見返りに買付株券 (= 融資担保株券) 又は売付代金 (貸株代り金) を受け取り、それぞれの貸付の担保に充当することにより完了する。



1. 定義の追加（第2条第10号乃至第13号）

P T S 信 用 取 引	➤ PTSにおいて行う信用取引をいう。
PTS制度信用取引	➤ PTS信用取引のうち品貸料と弁済の繰越期限が東証と同じものをいう。
PTS一般信用取引	➤ PTS信用取引のうち会員が顧客との間で合意した品貸料と弁済の繰越期限で行うものをいう。
P T S 貸 借 取 引	➤ PTS制度信用取引等の決済のために、参加会員等が認可会員の指定する証券金融会社が、東京証券取引所の決済機構を利用して金銭又は有価証券の貸付けを行うものをいう。

2. P T S信用取引取扱規則（第6条の7）

認可会員は、PTS信用取引を取り扱う場合には、次に掲げる事項を定めたPTS信用取引取扱規則を定め、参加会員に遵守させなければならない（4頁の規制等①・③に相当）。

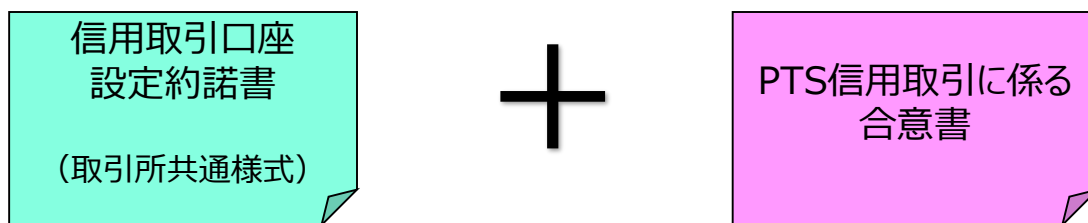
- ① PTS信用取引を取り扱うことができる参加会員の範囲
- ② 認可業務のうちPTS信用取引を取り扱う時間
- ③ PTS制度信用銘柄及びPTS貸借銘柄の選定基準及び選定取消基準
- ④ PTS信用取引の取扱いに関する事項（委託保証金の差入れ、受入保証金の計算方法等）
- ⑤ PTS信用取引の規制措置の内容及び実施基準
- ⑥ 参加会員が行う情報の報告に関する事項（信用取引残高、信用取引売買手口情報等）
- ⑦ PTS貸借取引の制限に係る事項
- ⑧ PTS貸借取引を行う参加会員等が認可会員の指定する証券金融会社に対し債務不履行となり、かつ、その債務が完済不能となった場合における残存債務の分担の取扱いに係る事項
- ⑨ 認可会員のグループ会社等に該当する会員がPTS信用取引の実質的な資金又は上場株券等の提供者とならないなど利益相反防止体制に係る事項

3. 参加会員等によるPTS信用取引取扱規則の遵守（第6条の8）

参加会員等は、PTS信用取引を行うに当たっては、認可会員が定めるPTS信用取引取扱規則を遵守しなければならない（4頁の規制等②に相当）。

4. 信用取引口座設定約諾書等の受入れ（第6条の9）

参加会員は、顧客がPTS信用取引に係る信用取引口座を設定しようとする場合、次の書類を受け入れるものとする。電磁的方法により受け入れることも可能とする。



※ 既に信用取引口座設定約諾書を受け入れている顧客にあっては、「PTS信用取引に係る合意書」の受入れのみで足りる。

5. その他の所要の整備（第4条第2項）

文理上、本規則では、協会員が公開買付者又は公開買付代理人となる場合の取引所外売買の買付けは規則の適用除外としているが、応募株主等として行う場合の取引所売買の売付けは適用除外となっていない。

売買停止や取引所外売買の報告等の実効性や整合性を考慮すると、買付け及び売付けの双方を適用除外すべきであることから、これを改正する。

6. 施行日

施行日は、株式等の決済期間の短縮化（T+2化）の実施日とする。

ただし、5. の改正は平成31年4月1日から施行する。



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

END

PTS信用取引の導入に係る「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正（案）について

2018（平成30）年 12月 20日

取引所外売買等に関するワーキング・グループ

PTS 信用取引の導入に係る「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正（案）について

平成 30 年 12 月 20 日

日 本 証 券 業 協 会

I. 改正等の趣旨

我が国において、市場間競争を促進する観点から、取引所集中義務が撤廃され、取引所外取引が解禁されるとともに、PTS 制度が導入された。

平成 28 年 12 月 22 日に公表された「金融審議会 市場ワーキング・グループ報告～国民の安定的な資産形成に向けた取組みと市場・取引所を巡る制度整備について～」において、市場間競争の意義について再確認されるとともに、PTS について、「適切なスキームが構築された場合には、PTS における信用取引を認めることも考えられる。」とされた。

これを受け、関係する実務担当者を中心とする「PTS 信用取引検討会」において、PTS における信用取引のスキームについて検討が行われ、平成 29 年 6 月及び平成 30 年 6 月に、それぞれ「PTS 信用取引検討会報告書」が取りまとめられた。

PTS 信用取引検討会の両報告書の内容に基づき、本協会「取引所外売買等に関するワーキング・グループ」では、PTS 信用取引に係る自主規制について検討を行ったが、今般、その検討結果等を踏まえ、「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正等を行うこととする。

II. 改正等の骨子

1. PTS 信用取引の導入に係る改正

- (1) PTS 信用取引に関する定義を新設する。 (第 2 条第 10 号乃至第 13 号)
- (2) 認可会員が認可業務により行う信用取引及び参加会員による信用取引となる顧客の注文の取次ぎを禁止する規定を削る。 (第 6 条の 6 第 3 項)
- (3) 認可会員は、PTS 信用取引を取り扱う場合には、次に掲げる事項について定めた PTS 信用取引取扱規則を作成し、自らの参加会員に遵守させなければならないものとする。 (第 6 条の 7 第 1 項)
 - ① PTS 信用取引を取り扱うことができる参加会員の範囲
 - ② 認可業務のうち PTS 信用取引を取り扱う時間
 - ③ PTS 制度信用銘柄及び PTS 貸借取引銘柄の選定基準及び選定取消基準
 - ④ PTS 信用取引の取扱いに関する次に掲げる事項
 - イ) PTS 制度信用取引の品貸料及び弁済の繰越期限に関する事項
 - ロ) 委託保証金の差入れ、維持及び引出し等に関する事項
 - ハ) 受入保証金の計算方法に関する事項
 - ニ) 計算上の利益の引出し等に関する事項
 - ホ) 有価証券又は金銭の貸付けに関する事項

- へ) 配当請求権、株式分割による上場株券等を受ける権利その他の権利の処理に関する事項
- ト) 参加会員が認可会員の認可業務による売買を行おうとする場合において明らかにすべき事項
- チ) PTS 信用取引に係る未決済勘定がある顧客に対する通知書の送付に関する事項
- ⑤ PTS 信用取引の規制措置の内容及び実施基準
- ⑥ 参加会員が行う次に掲げる情報の報告等に関する事項
 - イ) 信用取引残高（銘柄別残高・現在高）
 - ロ) 信用取引売買手口情報
 - ハ) その他認可会員が PTS 信用取引に係る売買の公正の確保を図るため必要と認める事項
- ⑦ PTS 貸借取引の制限に係る事項
- ⑧ PTS 貸借取引を行う参加会員が認可会員の指定する証券金融会社に対し債務不履行となり、かつ、その債務が完済不能となった場合における残存債務の分担の取扱いに係る事項
- ⑨ 認可会員のグループ会社等に該当する会員が PTS 信用取引の実質的な資金又は上場株券等の提供者とならないなど利益相反防止体制に係る事項
- (4) 認可会員は、PTS 信用取引取扱規則に定める参加会員の範囲については、次に掲げる全ての要件を満たす者としなければならないものとする。 (第6条の7第2項)
 - ① 株式会社東京証券取引所の取引参加者のうち、有価証券の売買を行うための取引資格を有すること。
 - ② 株式会社日本証券クリアリング機構の業務方法書に規定する現物清算資格を有し、又は当該現物清算資格を有する者に対し有価証券等清算取次ぎに係る委託を行っていること。
- (5) 認可会員は、PTS 信用取引取扱規則に定める PTS 信用取引を取り扱う時間について、午前9時00分から午前11時30分まで及び午後0時30分から午後3時00分までの間としなければならないものとする。 (第6条の7第3項)
- (6) 認可会員は、PTS 信用取引取扱規則に定める PTS 制度信用銘柄及び PTS 貸借銘柄については、次に掲げる銘柄のうち、当該認可会員の指定する証券金融会社が選定した銘柄から選定しなければならないものとする。 (第6条の7第4項)
 - ① PTS 制度信用銘柄 株式会社東京証券取引所が規則により選定する制度信用銘柄
 - ② PTS 貸借銘柄 株式会社東京証券取引所が規則により選定する貸借銘柄
- (7) 認可会員は、PTS 信用取引取扱規則に定める PTS 信用取引の取扱いに関する事項については、株式会社東京証券取引所と同等の取扱いを行うこととしなければならないものとする。 (第6条の7第5項)
- (8) 認可会員は、PTS 信用取引取扱規則に定める PTS 信用取引の規制措置の内容及び実施基準として、次に掲げる銘柄については、次に掲げる規制措置を講じる旨を定めなければならないものとする。 (第6条の7第6項)
 - ① 株式会社東京証券取引所が信用取引の制限又は禁止行為を行った銘柄 PTS 信用取

- 引の制限又は禁止措置
- ② 株式会社東京証券取引所が信用取引残高の日々公表銘柄に指定した銘柄 PTS 信用取引残高の日々公表銘柄への指定
 - ③ 株式会社東京証券取引所が信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置を行っている銘柄 PTS 信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置
 - ④ 当該認可会員が指定する証券金融会社が貸株利用等に関する注意喚起を通知した銘柄又は申込制限措置若しくは申込停止措置を実施した銘柄 PTS 信用取引の制限又は禁止措置
- (9) 認可会員はその指定する証券金融会社から PTS 貸借取引の公正かつ円滑な運営に資することを目的として PTS 信用取引取扱規則に定める情報の報告等に関する事項に掲げる情報その他証券金融会社との間で合意した情報の提供の要請があった場合は、当該要請に応じるものとする。 (第6条の7第7項)
- (10) 認可会員は、PTS 信用取引取扱規則に規定する PTS 貸借取引の制限に係る事項として、自らの参加会員等が PTS 信用取引又は参加会員が自己の計算において行う有価証券の売買に係る決済以外のために PTS 貸借取引を行ってはならない旨を定めなければならないものとする。 (第6条の7第8項)
- (11) 認可会員は、自らの顧客又は会員に対し、PTS 信用取引の実質的な資金又は上場株券等の提供を行ってはならないものとする。 (第6条の7第9項)
- (12) 認可会員は、次に掲げる事項について、外部から自由にアクセスすることが可能な方法により公表しなければならないものとする。 (第6条の7第10項)
- ① 当該認可会員による PTS 信用取扱規則
 - ② 当該認可会員が講じた PTS 信用取引の規制措置の内容
 - ③ 当該認可会員が取り扱う銘柄別の PTS 信用取引週末残高
 - ④ 当該認可会員の認可業務における PTS 信用取引現在高及び社内対当数量
- (13) 参加会員は、PTS 信用取引又は参加会員が自己の計算において行う有価証券の売買を行うに当たっては、当該取引に係る認可業務を行う認可会員が定める PTS 信用取引取扱規則を遵守しなければならないものとする。 (第6条の8第1項)
- (14) 参加会員は、参加会員ではない会員が次に掲げる取引を行うに当たっては、当該取引の注文の取次ぎを行う認可会員が定める PTS 信用取引取扱規則を当該参加会員ではない会員に周知し、その遵守を徹底しなければならないものとする。 (第6条の8第2項)
- ① 自らの顧客による PTS 信用取引の参加会員への委託の取次ぎ
 - ② 自己の計算において行う有価証券の売買
- (15) 自らの顧客による PTS 信用取引の参加会員への委託の取次ぎ及び自己の計算において行う有価証券の売買を行う参加会員ではない会員は、認可会員が定める PTS 信用取引取扱規則を遵守しなければならないものとする。 (第6条の8第3項)
- (16) 会員は、PTS 信用取引に係る信用取引口座を設定しようとするときは、当該顧客から株式会社東京証券取引所が定める信用取引口座設定約諾書に加え、PTS 信用取引に係る合意書の差入れを受け入れるものとする。 (第6条の9第1項)
- (17) 会員は PTS 信用取引に係る合意書の差入れに代えて、電磁的方法により差入れを受ける

ことができるものとする。

(第6条の9第2項)

(18) その他所要の規定の整備を図るものとする。

2. その他（公開買付けに関する事項）

会員が行う公開買付けによる上場株券等の買付けに応じた売付けについては、「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」を適用しないものとする。

(第4条第2項第4号)

Ⅲ. 施行等の時期

上記Ⅱ. 1. の改正は、株式等の決済期間の短縮化（T＋2化）の実施日から、上記Ⅱ. 2. の改正は平成31年4月1日から、それぞれ施行する。

以 上